労働者派遣基本契約書

と 株式会社天時情報システム (以下、「乙」 という。)とは、乙が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以 下、「労働者派遣法」という。)に基づく、乙の雇用する労働者の甲への派遣(以下、「労働者派遣」と いう。)の基本事項を定めるため、以下のとおり契約を締結する(以下、「本契約」という。)。

第1条(目的)

「本契約」は、乙が、「労働者派遣法」及び「本契約」に基づき、甲に派遣する乙の雇用する労働者(以下、「派遣労働者」という。)を、甲が指揮命令して業務遂行させることを目的とする。

第2条(法令遵守等)

- 1 甲及び乙は、「労働者派遣」にあたり、「労働者派遣法」その他関係諸法令並びに「派遣先が講ず べき措置に関する指針」及び「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」を遵守する。
- 2 乙は、甲に対し、「労働者派遣法」に基づき、労働者派遣事業の許可の取得その他労働者派遣を行 うのに必要な所定の手続を全て適法に完了していることを誓約し、保証するとともに、労働者派遣 事業の許可番号が末尾記載のとおりであることを保証する。
- 3 乙は、甲に対し、「派遣労働者」が自己の雇用する労働者であることを保証する。乙は、「派遣労働者」が乙の雇用する労働者であることを証する書面その他根拠資料の提示を甲から求められた場合、これに応じる。また、乙は、甲が「派遣労働者」にその根拠資料(健康保険証等)の提示を求めた場合、「派遣労働者」にそれに応じさせる。

第3条 (業務内容等に関する合意)



- 甲及び乙は、「労働者派遣」を行う都度、「派遣労働者」の従事すべき業務内容、就業場所、派遣期間その他「労働者派遣」の実施に関し必要な細目を定める各個の契約(以下、「個別契約」という。)を締結する。
- 2 「本契約」と「個別契約」で異なる定めがなされた場合、「個別契約」の定めを優先する。

第4条 (適正な就業の確保)

- 1 乙は、「派遣労働者」に対し、甲の「派遣労働者」への指揮命令のほか、職場秩序の維持、施設管理その他就業に関する指示に従うよう、適切な措置を講じなければならない。
- 3 甲は、「派遣労働者」の就業にあたり、甲の業務遂行に不適当と認める場合、乙にその理由を明示して「派遣労働者」への指導、改善、「派遣労働者」の交代等の適切な措置を要請することができる。
- 4 乙は、前2項により「派遣労働者」が甲の業務遂行に支障を生じさせた場合、直ちに「派遣労働者」への指導、改善、適切な交代要員の派遣等の措置を講じる。
- 5 甲は、「派遣労働者」を「個別契約」に定める就業条件に違反して使用してはならない。

- 6 甲は、指揮命令者その他甲が使用する者などの関係者(以下、「指揮命令者等」という。)に対し、「個別契約」に定める就業条件や派遣先として講ずべき措置内容、労働基準法の適用に関する事項等を周知させる、定期的に就業状況が「個別契約」に違反していないことを確認する、「指揮命令者等」から就業状況の報告を受ける、「指揮命令者等」に対し「個別契約」に違反する業務指示を行わないよう指導する等の措置を講じることにより、「派遣労働者」の適正な就業の確保に努めなければならない。
- 7 乙は、甲に通知し、「派遣労働者」の傷病その他、やむを得ない理由がある場合、「派遣労働者」を交代させることができる。

第5条(知的財産権の帰属)

- 1 「派遣労働者」が「労働者派遣」中に行った職務発明、職務考案、職務意匠、職務著作(プログラムを含む。)、その他の知的財産権は、すべて甲に帰属する。
- 2 乙は、「派遣労働者」が「労働者派遣」中に行った職務著作に関し、当該「派遣労働者」が著作者 人格権を行使しないことを保証する。

第6条(連絡体制)

甲及び乙は、互いに「派遣労働者」の適正な就業を確保するため、安全衛生その他の事項に関し 必要な連絡調整を的確に行わなければならない。

第7条(事務用品等)

- 1 甲は、乙に対し、「派遣労働者」が「個別契約」に定める業務遂行にあたり必要な事務用品、什器 備品等(以下、「備品等」という。)を、原則として無償で貸与又は提供する。
- 2 乙は、「派遣労働者」に対して、甲から貸与又は提供された「備品等」を、「労働者派遣」の目的に限って使用させる。
- 3 乙は、「個別契約」が終了した場合、又は甲の求めがある場合、甲の指示に従い、直ちに「備品等」 の使用を中止し返却する。

第8条(機密保持)

- 1 乙は、「労働者派遣」により知り得た甲、甲の取引先、その他関係先の営業上、業務上の秘密情報を、甲の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示や提供等をしてはならない。乙は、「派遣労働者」にこの旨を遵守徹底させる。
- 2 乙は、前項に関し、「派遣労働者」に書面により甲に誓約させる。乙は、その誓約事項が遵守されるよう必要な管理及び教育を実施する。また、甲は「派遣労働者」に、この旨を遵守させる誓約書等を提出等させること、及び必要な管理及び教育を実施することができ、乙は「派遣労働者」にこれらに従わせる。
- 3 乙は、乙又は「派遣労働者」が甲より預託を受けた秘密情報への不正なアクセス又は秘密情報の 紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合、速やかに甲に報告する。甲及び乙は、その 原因について協議、調査を行い、損害の拡大防止に必要な措置を講じ、協議、調査の結果、当該事 故が、乙又は「派遣労働者」の責に帰すべきものであると認められた場合、乙は、事故の調査、損

害の拡大を防止するために講じた措置に要する合理的費用を甲に支払う。また、乙は、当該事故に 関する損害を賠償する。

第9条(「派遣労働者」の個人情報の保護)

甲及び乙は、「労働者派遣」で知り得た「派遣労働者」の個人情報を「派遣労働者」からの事前の 承諾なしに、第三者に開示や提供等をしてはならない。

第10条(派遣料金)

甲は、乙に対し、「個別契約」で定める「労働者派遣」の対価を支払う。支払いに係る費用(金融機関の口座への振込手数料等)は、乙の負担とする。

第11条(年次有給休暇)

- 1 乙は、「派遣労働者」から年次有給休暇の申請があった場合、原則として、甲へ事前に通知する。
- 2 甲は、「派遣労働者」の年次有給休暇の取得に協力し、通知された日の取得が業務の正常な運営に 支障をきたすときは、甲は乙にその具体的な事情を明示して、乙が「派遣労働者」に対し取得予定 日を変更するよう依頼すること又は交代要員の派遣等を要求することができる。

第12条(業務上災害等)

- 1 派遣就業に伴う「派遣労働者」の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害 補償責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。通勤災害については、乙の加 入する労働者災害補償保険法により「派遣労働者」は給付を受ける。
- 2 甲は、乙の行う労災保険の申請手続等について必要な協力をしなければならない。
- 3 乙の「派遣労働者」について派遣中に労働災害が発生した場合には、甲は、乙に直ちに連絡して対応するとともに、甲乙それぞれが、労働安全衛生法及び同施行規則の定めに従い、所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければならない。なお、甲は、労働者死傷病報告を提出したときは、その写しを乙に送付しなければならない。

第13条(反社会的勢力との絶縁の保証)

- 1 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力 団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1)「暴力団員等」が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2)「暴力団員等」が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に「暴力団員等」を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4)「暴力団員等」に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が「暴力団員等」と社会的に非難されるべき関係

を有すること。

- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
 - (1)暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲及び乙は、相手方が前2項のいずれかに違反した場合、「本契約」を解除することができる。
- 4 甲及び乙は、前項に基づく契約解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わない。

第14条 (解除)

甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかの事由が生じた場合、相手方に何ら事前の催告を要しないで直ちに「本契約」及び「個別契約」を解除することができる。

- (1) 手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立があったとき、もしくは公租公課を滞納し催促を受けたとき又は保全差押えを受けたとき。
- (3) 破産、民事再生開始、又は会社更生手続き開始の申立てがあったときもしくは清算に入ったとき。
- (4)解散又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡したとき(予め相手方の書面による承諾を得た場合を除く。)。
- (5)「本契約」及び「個別契約」の条項に違反し、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらずなお違反が是正されないとき。
- (6) 労働者派遣法等関係諸法令に違反し、労働者派遣事業の許可を取消されもしくは事業停止 命令を受け、又はその有効期間の更新ができなかったとき。
- (7)「派遣労働者」が乙の雇用する労働者でなかったとき。
- (8) その他、甲乙間の信頼関係を著しく損なう特段の事情が生じたとき。

第15条(損害賠償)

甲は、乙又は「派遣労働者」が「本契約」又は「個別契約」の規定に違反し、甲に損害を与えたときは、乙に対し自己に生じた損害の賠償を請求することができる。損害が、乙又は「派遣労働者」と「指揮命令者等」の指揮命令等との双方に起因するときは、損害に対する寄与度に応じて、損害の賠償の負担割合を定める。

第16条 (契約の有効期間)

1 「本契約」の有効期間は、契約締結日から1年間とする。但し、期間満了1か月前までに、甲又は乙いずれからも契約終了の意思表示がなされないときは、「本契約」は引き続き1年間更新され、その後も同様とする。

2 前項に定める「本契約」の有効期間中に成立した「個別契約」は、「本契約」の有効期間にかかわらずその満了まで効力が存続する。この場合、「本契約」はその「個別契約」が終了するまでその「個別契約」に適用される限りにおいて効力を有する。

第17条(管轄裁判所)

「本契約」及び「個別契約」に関する訴訟については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡 易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

契約締結日 2020年6月10日



乙 東京都中央区入船一丁目 9番8号 株式会社天時情報システム 代表取締役社長 武藤 理恵



(乙)派遣元

東京都中央区入船1-9-8 ビエノアーク入船7F 株式会社天時情報システム 代表取締役 武藤 理恵

派遣先(以下「甲」という。)と派遣元(以下「乙」という。)とは、乙の雇用する労働者(以下「派遣労働者」という。)を甲に派遣するにあたり、本契約を締結する。

1. 派遣元事業所 (番号:[派]13-311881)

株式会社天時情報システム 本社

東京都中央区入船1-9-8 ピエノアーク入船7F 03-5913-7230

2. 派遣先事業所、就業場所

派遣先事業所 派遣先組織単位 就業場所住所 就業場所名称

就業場所電話

3. 業務内容

情報処理システム開発関係(令第4条第1項第1号) JENIUS-FEPシステムの維持・保守 4. 責任の程度

役職:なし 権限:業務内容に示された範囲内

5. 派遣期間

2020/7/1から2020/7/31まで

6. 就業日

土日祝日を除く月曜日から金曜日の平日

7. 就業時間

9時00分から17時45分まで

8. 休憩時間

12時00分から13時00分まで

9. 時間外労働

甲は必要がある場合は、乙の36協定の範囲内において時間外労働及び休日労働を命じることができるものとする。

- ·所定労働時間 1日8時間
- ・延長することができる時間

1日5時間、1カ月45時間、1年360時間

·特別延長時間

1日8時間、1カ月100時間、1年500時間

(特別延長時間はその適用前に労使で定める手続きにより適用する。ただし、特別延長期間の適用は6回までとする。)

・労働させることができる休日

1カ月に3日(始業時刻9時、終業時刻6時)



18	. 苦情の処理方法等
	甲及び乙の苦情申立先は、派遣労働者から苦情の申し出を受けた時は、直ちに相手方に通知し、誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処 理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知することとする。
19	派遣労働者の福祉の増進の為の便宜供与
	派遣先の医療施設等の福利厚生施設について、派遣先は以下の内容により派遣作業者にその利用を認めるものとする(■:有り)。
	□ ロッカー □ 物品販売所 ■ 喫煙場所(喫煙室・屋外喫煙所) □ 医療施設 □ 駐車場(※) □ 駐輪場(※) (※)手続きが必要□ その他(
20)。安全衛生
	甲及び乙は、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生について は、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。
	は、中の女主衛生に関する死足を適用することとし、その他については、この女主衛生に関する死足を適用する。
_	
21	上。南 村娄
	乙は、抓垣行 业、
22	2. 守秘義務 - スは、活象光料表表を加え、B.P.A.S.芸術目もの様状を使じた決してはならない。また、スは、活象光原表に対して、活象光原表が知ったB.P.A.S.対象機
	乙は、派遣労働者が知った甲及び就業場所の情報を他に漏洩してはならない。また、乙は、派遣労働者に対して、派遣労働者が知った甲及び就業場 所の情報を他に漏洩させないよう必要な管理及び教育を実施するものとする。
23	3. 労働者派遣契約の解除にあたって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置
	(1)労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 甲は、甲に起因する事由により、この派遣契約の契約期間が満了する前にこの契約の解除を行おうする場合には、乙の合意を得ることはもとよ
	中は、中に近凶する事由により、この派遣突討の突討朔間が凋了する前にこの突討の歴歴を行むフする場合には、この自念を持ることはもとなり、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。
	(2)就業機会の確保 乙及び甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合に
	こ及び中は、労働者派遣关利の关利利间が両丁する前に派遣労働者の責に滞すべき事由によりない労働者派遣关利の呼ばされていた場合に は、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
	TOTAL TOTAL CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PRO
	(3)損害賠償等に係る適切な措置 甲は、甲の青に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の
	中は、中の負に帰りべき争由により労働者派遣契約の契約期間が両丁りる前に労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労 新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労
	働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、こが当該派遣労働者を休業さ
Н	せる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れ
	が相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が 30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を
	30日に何たないことは自該解雇の自の30日前の日から自該するの日よくの日数方は上の資金に相当する競技上の競について、原目の知復と 行わなければらないこととする。
	その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、乙及び甲の双方の責に帰すべき事由がある場合には、乙及
	び甲のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。
	(4)労働者派遣契約の解除の理由の明示
	甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、こから請求があったときは、労働者派遣 契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。
	大利の呼称で1プル理由でムに対し切りがにかることがある。
24	1. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置
	甲は、本契約期間中、派遣労働者の雇用を行わないものとする。
	甲は、本契約終了後に派遣労働者を雇用する場合、その雇用意思を事前に乙に対し示すものとする。この場合、甲と乙は協議を行う。

25. 特記事項 なし

派遣先管理台帳兼派遣通知書

当社より貴社に対して派遣する労働者につき、ご通知申し上げます。

株式会社天時情報システム 代表取締役 武藤 理恵

10	10		F-1	
	95	p		
	1/	П		
	1	130		
ĝ7	X		4	

		The same of the sa
派遣労働者氏名		
性別		
45歳、60歳以上の旨		
18歳未満の際の年齢		
雇用期間	無期雇用	
協定対象労働者か否か	協定対象労働者	
	雇用保険: 有 ※無の場合、具体的理由	
労働・社会保険被保険者資格取 得届提出の有無	健康保険: 有 ※無の場合、具体的理由	
	厚生年金保険: 有 ※無の場合、具体的理由	

派遣元名称	株式会社天時情報システム			
派遣元事業所の名称、住所	事業所名 株式会社天時情報システム 本社 [派]13-311881			
派遣九事業所の石杯、住所	住所電話番号 東京都中央区入船1-9-8 ピエノアーク入船7F 03-5913-7230			
	部署			
 派遣元責任者	役職			
派造儿員に名	氏名			
	電話番号			
	部署			
 派遣先責任者	役職			
派连儿真吐伯	氏名			
	電話番号			
業務の種類	情報処理システム開発関係(令第4条第1項第1号)			
木がが住場	IENIUS-FEPシステムの維持・保守			
責任の程度				
派遣先事業所				
組織単位	PAN PAN			
長職名				
就業場所住所				
就業場所名称				
就業場所電話番号				
派遣就業した日	別途管理記録			
始業·終業時刻、休憩時間	別途管理記録			
教育訓練の日時及び内容	別途管理記録			
派遣労働者からの苦情処理状況	別途管理記録			
組織単位抵触日	期間限定の適用無し			
その他				

<作業請負>

 (Z_i)

株式会社天時情報システム 御中

注文No.

APL-200054 2020年7月6日



注 文 書

甲乙間の基本契約に基づいて、下記の業務を発注致します。

オーダー名

契約金額

020, 000

(税抜)

業務内容

納入場所

: 顧客先(リコージャパン)

納品物件

: 月間作業報告書

再委託

: 不可

納品日

: 毎月末日

検収予定日 : 毎月末日

支払いサイト : 月末納品締め翌月末日払い

部署・担当者:

事業部長印

〈明細〉

技術者氏名	単価/月	期間	超過単価/時間	控除単価/時間	時間単位
		~			
		~,			
		~			

・通勤費:主たる作業場所までに掛かる交通費は貴社負担と致します。

品質条件 :顧客要求条件を満たすこと。

振込手数料:取引口座開設時に御提出頂きました「銀行口座振込依頼書」に基づき

乙が負担するものとし、甲は振込手数料を差し引いた上で、乙に

委託料金を支払うものとします。

・本業務に基づき甲に移転・帰属する一切の権利の対価は、本業務の委託代金に

・本注文書金額とは別に、支払期日には消費税額分を加算して支払います。



